

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十四条第二項第二号(1)の規定に基づき、総務大臣が別に告示する場合は次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則第四十四条第二項第二号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備のうち、総務大臣が別に告示する場合は、次のとおりとする。

- 一 外壁を有し、かつ、屋根のない工作物の内部において使用する場合であつて、当該工作物から隣接する建築物との離隔距離が三十メートル以上となる場合
- 二 負荷側が、屋内、地中、水中又は前項の条件を満たす工作物の内部に設置される場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。